



報 告 書

議会運営委員会の視察研修を、平成30年6月26日(火)から6月28日(木)までの2泊3日にて執り行いましたので、その概要を次のとおり報告いたします。

平成30年7月24日

名取市議会議長 丹野 政喜 様

議会運営委員会

委員長 長 南 良



記

- 1 期 日 平成30年6月26日(火)～6月28日(木)
- 2 参加人員 10名
委員 長南 良彦委員長 大久保 主計副委員長
(6名) 菅原 和子委員 吉田 良委員
小野寺美穂委員 山田龍太郎委員
委員外議員 丹野 政喜議長 小野 泰弘副議長
(2名)
随 行 事務局長 小野寺 俊
(2名) 議事調査係長 川上真理子
- 3 欠席委員 なし
- 4 視 察 先 (1) 三重県亀山市議会
(2) 京都府京都市会
(3) 滋賀県米原市議会
- 5 行 程 別紙のとおり
- 6 調査事項 別紙のとおり

平成30年度 議会運営委員会視察研修行程表

	行 程	宿 泊	視察自治体	調査事項
6月26日 (火)	<p>【集合 午前7時30分 仙台空港2階 ANAカウンター前】</p> <p>ANA3144便 ミュースカイ 名鉄名古屋 JR関西線 仙台空港 ⇒⇒⇒ 中部国際空港 ⇒⇒⇒ /名古屋 ⇒⇒⇒ 8:20 9:30 10:07 10:35 11:05</p> <p>徒歩 亀山市役所 徒歩 亀山 ----- 亀山市議会視察 ----- 亀山 12:09 (昼食) 13:30~15:30 16:11</p> <p>JR関西線 JR草津線 JR琵琶湖線 ⇒⇒⇒ 柘植 ⇒⇒⇒ 草津 ⇒⇒⇒ 京都 16:36 16:46 17:34 17:35 18:02 18:08</p> <p>地下鉄烏丸線 ⇒⇒⇒ 四条 京都市内(泊) 18:11</p>	<p>からすま京都ホテル</p> <p>〒600-8412 京都府京都市下京区烏丸通 四条下ル (電話：075-371-0111)</p>	<p>三重県亀山市 (担当：村主様)</p> <p>人口 49,627人 (H30.5.1) 面積 191.04 km² 住所 亀山市本丸町577 電話 0595-84-5059 (直通)</p>	<p>議会改革推進会議による取り組みについて</p>
6月27日 (水)	<p>地下鉄烏丸線 地下鉄東西線 徒歩 四条 ⇒⇒⇒ 烏丸御池 ⇒⇒⇒ 京都市役所前 ----- 9:34 9:35 9:38 9:39</p> <p>京都市役所 徒歩 地下鉄東西線 京都市会視察 ----- 京都市役所前 ⇒⇒⇒ 烏丸御池 10:00~12:00 (昼食) 13:30 13:32 13:36</p> <p>地下鉄烏丸線 ⇒⇒⇒ 四条 京都市内(泊) 13:37</p>		<p>京都府京都市 (担当：榎木様)</p> <p>人口 1,466,937人 (H30.4.1) 面積 827.83 km² 住所 京都市中京区寺町通御池 上る上本能寺前町488 電話 075-222-3700 (直通)</p>	<p>市会改革の取り組みについて</p>
6月28日 (木)	<p>地下鉄烏丸線 JR琵琶湖線 JR東海道本線 四条 ⇒⇒⇒ 京都 ⇒⇒⇒ 米原 ⇒⇒⇒ 8:12 8:16 8:20 9:15 9:18</p> <p>徒歩 米原市役所(山東庁舎) 徒歩 近江長岡 ----- 米原市議会視察 ----- 近江長岡 9:27 10:00~12:00 12:10</p> <p>JR東海道本線 名古屋/ ミュースカイ ANA3145便 ⇒⇒⇒ 名鉄名古屋 ⇒⇒⇒ 中部国際空港 ⇒⇒⇒ 仙台空港 13:13 14:50 15:18 16:05 17:10</p> <p>(昼食)</p>		<p>滋賀県米原市 (担当：田川様)</p> <p>人口 39,468人 (H30.5.1) 面積 250.39 km² 住所 米原市長岡1206 電話 0749-55-8111 (直通)</p>	<p>議会基本条例の検証と評価について</p>
議員等連絡先	<p>①委員長 長南 良彦 (384-6992) ⑤委員 小野寺美穂 (386-6062)</p> <p>②副委員長 大久保主計 (382-4602) ⑥委員 山田龍太郎 (382-2428)</p> <p>③委員 菅原 和子 (738-9709) ⑦議長 丹野 政喜 (382-3631)</p> <p>④委員 吉田 良 (090-3368-1771) ⑧副議長 小野 泰弘 (382-1075)</p>		<p>事務局随行 議会事務局長 小野寺 俊</p> <p>議事調査係長 川上真理子</p> <p>宮城県名取市議会事務局 TEL:022-384-2109 (直通)、FAX:022-384-9670 E-mail:gikai@city.natori.miyagi.jp</p>	

視察調査項目

三重県亀山市議会 [平成30年6月26日(火) 13:30から]

1 議会改革推進会議による取り組みについて

(1) 議会改革推進会議について

- ・組織体制
- ・これまでの取り組み内容

(2) 議会基本条例に伴う検討課題について

- ・課題の検討を行うことになった経緯
- ・検討課題の整理手順
- ・検討課題カルテの作成と取りまとめ方法
- ・今後の方向性

(3) 議会の情報化について

- ・タブレット端末導入の経緯
- ・タブレット端末の利活用方法
- ・タブレット端末導入によるメリット、デメリット
- ・情報化によるペーパーレス化の現状と今後の方向性

京都府京都市会 [平成30年6月27日(水) 10:00から]

1 市会改革の取り組みについて

(1) 市会改革推進委員会について

- ・ 組織体制
- ・ これまでの取り組み内容

(2) 市会基本条例の検証と評価について

- ・ 検証・評価を行うことになった経緯
- ・ 評価の手法と基準
- ・ 評価シートの作成と取りまとめ方法
- ・ 今後の方向性

(3) 市民に開かれた議会への取り組みについて

- ・ 市会議場一般公開
- ・ 親子ふれあい議場見学会

滋賀県米原市議会 [平成30年6月28日(木) 10:00から]

1 議会基本条例の検証と評価について

(1) 議会基本条例の検証と評価について

- ・ 検証・評価を行うことになった経緯
- ・ 検証に係る組織体制
- ・ 検証・評価の手順
- ・ 検証シートの作成と取りまとめ方法
- ・ 今後の方向性

平成 30 年度 議会運営委員会視察研修・総括

議会運営委員会
委員長 長南良彦

■ 実施期間 平成 30 年 6 月 26 日(火)～6 月 28 日(木)

■ 調査先・項目

- 1、三重県亀山市
「議会改革推進会議による取り組みについて」
- 2、京都府京都市
「市会改革の取り組みについて」
- 3、滋賀県米原市
「議会基本条例の検証と評価について」

『調査先及び調査項目の選定について』

本市の議会改革の取り組みは、平成 20 年 1 月の市議会議員一般選挙改選後の 6 月、議会改革の推進を図るため委員 7 人で構成する「議会改革特別委員会」の設置に始まる。翌年、市議会議員研修会や議会改革特別委員会調査中間報告などを実施したほか、7 月と 11 月に市内 11 の公民館を会場として議会で初めての議会報告会を開催した。

その後、議会改革をさらに推し進め、実施に向けた取り組みを行うため「議会改革実施特別委員会」を設置し、平成 23 年 6 月定例会で議員定数削減(24→21 人)を議決。同年 12 月定例会にて議会基本条例、議員の政治倫理条例、財務常任委員会設置等を議決し、今日まで市民に開かれた議会運営を目指し鋭意取り組んできたところであるが、各条文に沿って改革すべき課題もあることから、今般の調査先、項目については基本条例の検証と評価及び議会改革に独自の手法で先進的に取り組んでいる 3 市議会を選定し研修を行った。

■ 三重県亀山市 「議会改革推進会議による取り組みについて」

(1) 議会改革推進会議について

議会基本条例（平成 22 年 8 月 20 日施行）

翌年 8 月、市議会が継続的に議会改革を推進するため、議員全員で構成する「議会改革推進会議」及びその補助機関として各会派から 1 名を選出し、議員 5 名で構成する「議会改革推進会議検討部会」を設置した。

検討部会は毎月 1 回開催し、議会基本条例の検討課題を抽出し協議する。

改革案は議会改革推進会議に諮り決定する。

これまでに検討部会は 52 回、推進会議は 23 回開催された。

(2) 議会基本条例に伴う検討課題について

議会改革推進会議は「条例における目的達成の検証に関すること」など6項目を所掌し、議会基本条例の条文ごとに抽出した検討課題について、優先順位のランク付けを行い、現状分析・議論する内容・対応内容など検討経過が解るカルテを作成している。

これまで完了した課題は30件、着手中8件、未着手7件である。

(3) 議会の情報化について

平成25年5月、全議員に対し議会の情報化に対するアンケートを実施した結果、「タブレット導入」について全体の7割が賛同した。

議会改革推進会議検討部会にプロジェクトチームを設置し、タブレットの運用・使用基準を検討、平成27年12月全議員用18台を含む21台を配備し平成28年5月より運用開始した。

メールの送発信による時間短縮や配布資料の事前確認が可能となるなどのメリットがある一方、予算書や決算書等のページを探すのに時間がかかる、受信に気付かないといったデメリットも聞かれた。

執行部側の導入は未定で、ペーパーレス化は課題が残っていると感じた。

広聴広報の取り組みとして、本会議等はインターネットやケーブルTVで配信のほか、広聴広報委員会が定例会終了後に議会報告番組「こんにちは！市議会です」を監修しケーブルTVで放映していることが紹介された。

■ 京都府京都市会 「市会改革の取り組みについて」

(1) 市会改革推進委員会について

平成16年に市会運営委員会の下に設置した「第1次市会改革検討小委員会」以後、「市会改革推進委員会」に至るまで6次にわたり市会改革の検討組織を設置し監視機能の充実や議決権の強化、開かれた市会、見える市会、伝わる市会の推進などの観点から、様々に議論を行い改革を実施してきた。委員会の構成は、市会改革推進委員会要綱に基づき定数15名を各会派に所属する議員より選出し、委員長及び副委員長3名を置く。

委員会は2ヵ月に1回開催し協議を行い、結果を議長に報告する。議長は市会運営委員会に報告し、必要に応じて実施方法等を各会派代表者会議で協議決定する。会議は公開で直接傍聴できる。委員会での決定方法については、協議・調整の場であり多数決は行わず意見が一致したもののみ結論とする。主な内容は、議会の災害対応、情報発信の強化（議長記者会見）、政務活動費の公開の在り方、投票率向上、議会報告会・意見聴取会の実施等である。

(2) 市会基本条例の検証と評価について

施行から3箇年が経過したことを踏まえ、条例の目的が達成されているかど

うかについて、平成 28 年度末までの取り組み状況を対象として、平成 29 年 4 月から 8 月にかけて章単位又は内容ごとに評価項目を設定した上、評価シートを作成し検証・評価を行った。評価に当たっては市民福祉の向上と京都市の発展に貢献するため、京都市会及び市会議員がその役割を果たしているかどうかを検証し、その結果として取り組みの充実や改善の必要性また各条文改正の必要性を確認した。結果条文改正は必要ないとし、いったん役割を終えた市会改革推進委員会を今年 3 月に廃止した。

(3) 市民に開かれた議会への取り組みについて

市民に市会をより身近に感じていただくため議場見学の取り組みを推進している。平成 31 年度以降に築 90 年の歴史ある議場の改修を控えており今年度初めての取り組みとして 6 月と 7～8 月にかけて計 6 日間一般公開する。親子ふれあい議場見学会や、市内の小・中学校の学年・クラスを単位とした子ども議場見学なども平成 19 年度から実施している。

■ 滋賀県米原市 「議会基本条例の検証と評価について」

米原市議会では、平成 22 年議会運営委員会で議会基本条例の策定を提案。議会改革研究会や特別委員会を設置開催し、市民アンケートの実施、大学教授の助言を得て平成 25 年 6 月基本条例を制定し、11 月 1 日施行した。特徴として、基本条例の目的を達成するために必要となる予算の措置に関し、施策遂行に必要な財産上の措置を確保する道を開く、議員が予算を伴う条例案を立案する場合、市長等と十分協議する「財政上の措置」。また「議員報酬改定」、「議員定数改正」に当たっては市民の意見を聴取するため、附属機関を設置し議論を十分に参酌することなどを条文にしている。今回の検証は、基本条例第 28 条で議会は 4 年に 1 回または必要に応じ、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検証することとしており、平成 28 年 7 月から平成 29 年 7 月までの 1 年間で実施した。始めに各委員の視点で検証シートを作成し、検証結果をもとにシートを統合、学識経験者による議員研修(全議員)、全議員による検証シートに対する意見交換を行ったほか、学識経験者の助言を受けながら作成した検証シートごとに 1.評価結果 2.課題等 3.今後の方策案を 5 段階もしくは 6 項目に分類し評価を実施。評価シートの最終確認後、議会だより等で結果を公開。また議会改革の推進に向けて、議会基本条例の検証結果を具現化するために、平成 29 年 11 月から 4 年間の議会改革の具体的な取り組みの計画として議会改革実施計画を作成。長期計画・前期・後期実施計画それぞれに分類し、中間進捗確認と修正を実施するなど P D C A サイクルで運用する。長期計画の評価を参考に平成 33 年 10 月に 2 度目の検証を行うとのこと。

■ 考察

亀山市議会の議会改革推進会議検討部会設置による、課題の洗い出しや、カルテの作成、京都市会の議会改革の継続性とその基本となるPDCAによる進行管理と手法、米原市議会の学識経験者による議員研修や評価実施検証シートの作成手法は、今後の議論・改革を進める上で大変参考になりました。

これらを基に施行から7年目を迎えた本市の議会基本条例について、市民と協働した開かれた議会を目指し、今後議会運営委員会で議論を深め改革に積極的に取り組んでいきたい。

名取市議会 議会運営委員会 視察研修報告書

議会運営委員会
山田 龍太郎
小野寺 美穂

【視察先】 三重県亀山市

【視察日時】 平成30年6月26日（火）13:30～15:30

視察事項

（1）議会改革推進会議による取り組みについて

平成22年8月20日施行「議会基本条例」

「議会改革推進会議」を置くこととした。議員全員による構成。

補助機関として「議会改革推進会議検討部会」を設置している。検討部会の構成は各会派から1名を選出し、現在5名である。

推進会議は、亀山市議会が継続的に議会改革を推進するため、次の事項を所掌する。

- （1）地方分権の時代にふさわしい議会の在り方の調査及び研究に関すること。
- （2）社会情勢や他市の状況等議会を取り巻く環境の調査及び研究に関すること。
- （3）条例における目的の達成の検証に関すること。
- （4）検討部会の部会員の選出に関すること。
- （5）亀山市議会「議会改革推進会議規程」に関すること。
- （6）その他推進会議の目的の達成に必要な事項に関すること。

議会改革推進会議はこれまで23回開催している。検討会議において協議・検討された課題を推進会議に諮り、決定している。また、議会改革の取組について年1回報告しており、取りまとめたものは「亀山市市議会・議会改革白書」として冊子を全議員に配付。

現在は、タブレットの中に「亀山市市議会・議会改革白書」のデータをすべて入れ込んである。紙ベースの時は加除が大変であった。さらに議会改革白書は、毎年市議会ホームページに掲載されている。

議会改革推進会議検討部会は、これまでの開催回数は52回である。議会基本条例の条文ごとに課題を抽出し、課題に取り組む時期でランク分けを行い、スケジュールを立てて協議・検討している。資料1-1の検討課題一覧表によ

ると、完了した検討課題 30 件、着手中 8 件、未着手 7 件でそれぞれ色分けして示されている。合計 45 件である。

課題については、すべてカルテを作って検討経過が分かるようにしてある。

【参考資料】「検討課題カルテ」 亀山市議会基本条例に伴う課題 資料 1-2

記載事項は、(1) 検討課題、(2) 関連条例内容、(3) 検討内容（現状分析、議論する内容、対応内容 等）

議論を進める度に対応内容の欄に加筆していく。解決しなければ継続して議論していく。カルテはホームページに掲載し、すべて公開としている。

(2) 議会基本条例に伴う検討課題について

基本的に新たに検討課題が出て来たら、まず検討部会においてその都度カルテを作成し、取り組むべき時期でランク付けする。そのまま検討部会で議論をするのか、または議会運営委員会・広聴広報委員会・会派代表者会議などのほかの協議の場にゆだねることにするのかの交通整理の役割も検討部会は担う。

議論がまとまった時点で、議会改革推進会議に戻し、最終的には議員全員で議論し決定されることになる。

<完了した検討課題>

・検討課題一覧の中で、平成 28 年度以降完了した課題

検討課題 44 番、関係条例は議会運営の原則（第 4 条）、内容は代表質問について、検討内容は代表質問についてである。

3、9 月定例会の予算・決算の総括について会派代表 1 名による代表質疑を行っていた。平成 28 年 3 月定例会では、市政方針や改選時の市長の所信表明については代表質問を行うべきとの意見があり、直ちに検討課題として検討部会と議会運営委員会で議論を行い、代表質問を導入した。

検討課題 13 番、関係条例は議会及び議員と市長等との関係（第 11 条）、内容は反問権の取り扱いについて、検討内容は反問できる者の範囲、反問できる内容、回数を明確化、取扱要領の作成である。

検討部会は議会運営委員会で議論することを選択した。反問及び反問に対する議員の答弁に要する時間は、質疑・質問時間には含めない。反問の回数制限は設けないこととした。これまでの事例では反問権の行使回数は、本会議において市長 5 回、委員会に於いては市長 3 回、副市長 1 回、教育長 1 回で合計 10 回である。

検討課題 19 番、関係条例は議会運営の原則（第 4 条）、市民の参画（第 10 条）、内容は請願者の説明機会について（参考人制度について）、検討内容は運用方法の検討・説明機会の取扱要領の検討である。今まで実施したことがないので、マニュアルを作っておく必要があるということで、今後いつでも対応できるように取扱要領を作ることにした。

検討課題 29 番、関係条例は議員報酬（第 20 条）、内容は長期欠席者への対応、検討内容は取扱要領の検討である。報酬の減額条例であって、該当者のいない間に整備しようということになった。本年 6 月本議会で可決された。検討課題としては完了。

<着手中の検討課題>

検討課題 10 番、関係条例は市民の参画（第 10 条）、内容は広聴広報機能の充実（議会報告会）、検討内容は議会報告会の開催である。

議会のあり方等検討特別委員会において「直接、市民と議会が話し合う場づくり」として、議会報告会の扱いを議論した結果、2ステップ論とし、すぐに議会報告会を開催するのではなく、委員会機能を強化して各常任委員会における「所管事務調査」活動としてテーマを掲げ、市民（団体）との協議を行い、市長に政策提言を行うことにした。

議会としての議論のあり方を調査・研究し、ある程度力の付いたところで市民への「議会報告会」を行うことにした。

議会報告会を行うことは二つの意味があり、議会報告での広報の部分と、直接市民から様々な意見を聞き、政策に結び付ける広聴の部分がある。

検討委員会から推進会議への報告がなされ、判断としては議会報告会を全議員一致でないと実施しないとされていたが、今後も議論していく着手中である。

検討課題 45 番、関係条例は議会運営の原則（第 4 条）、議長の責務（第 6 条）、委員長の責務（第 7 条）、内容は機能が十分発揮できる議会及び委員会の在り方について（議長及び常任委員会委員の任期について）、検討内容は議長の任期について、常任委員会委員の任期についてである。

現在、議長の任期 1 年、常任委員会委員の任期 1 年である。平成 30 年 10 月に改選となるので、その後から議長の任期 2 年とすることについては決定している。常任委員会の数、委員の任期については議論継続中、つまり検討着手中である。

検討課題 27 番、関係条例は議会の議決事件（第 13 条）、内容は新たな議決項目の必要性について、検討内容は議決事件の追加を検討である。

亀山市総合計画基本構想及び基本計画については、議決事件とされている。あわせて都市計画マスタープランについても、平成 30 年 3 月議会にて重要な議決事件であるとする意見が過半数以上だったため、検討部会を経て推進会議にて最終的に議決事件として認められた。今回議決事件として追加を認められたのは一部であり、今後も追加を検討していくことから完了ではなく着手中となったところである。

（3） 議会の情報化について

平成 25 年 5 月に全議員に対して議会の情報化に関するアンケートを実施した。意見として、全体の 7 割が「タブレット導入」について賛同した。

平成 26 年 10 月、タブレット（microsoft surface pro3）を 1 台購入し、議会議務局で活用シーンを検討。タブレットでありながらキーボードが付属し、マイクロソフトオフィスが搭載された機種である。ワード、エクセル、パワーポイント及び USB も活用でき、資料の作成等もできることから、選定機種とした。（他市ではアイパッド活用の例もあるが）

平成 27 年 10 月上記の機種タブレット 10 台を購入、内部会議での活用シーンを検討。

平成 27 年 11 月議会改革推進会議検討部会にプロジェクトチームを設置し、タブレットの運用・使用基準の検討、他自治体の調査等を行った。

平成 27 年 12 月タブレット 10 台追加購入することとした。プロジェクトチームで検討し、導入を決めた。

（windows10 が発売となったため、選定機種がモデルチェンジする懸念が生じた。先に購入した機種と追加購入の機種が異なるモデルとならないよう、早急に追加購入することになった。）

議員用 18 台、事務局長 1 台、管理用 2 台、計 21 台購入となった。

平成 28 年 3 月「亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱」及び「亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせ」を施行。

平成 28 年 4 月、議場、委員会室に無線 LAN（Wi-fi）環境整備、その後 2 度ほど検討部会を行った。タブレットの使用について困ったことがあったら事務局に相談してもらうこととした。

平成 28 年 12 月定例会及び委員会の配布資料について、出来るところからペ

ーパーレス化に取り組むこととし、12月定例会から実施となった。

導入した結果、懸念していたキーボードのタイプ音はあまり気にならなかった。委員会資料、会議資料は出来るだけペーパーレス化を目指しているが、予算書、決算書はページ数が膨大なのでページを探すのに工夫が必要。

タブレット導入による費用

無線ルーター4台 71,496円 電源工事、配線工事 228,960円

タブレット端末 21台 3,149,820円 レーザー複合機（カラー）1台 72,576円

モノクロ1台 24,084円 全部で約350万円1台当たり約15万円である。

ランニングコストについては、タブレット端末通信費 月額2,972円×18人×12ヶ月=641,952円、ウイルスバスター更新費（18台分）48,060円

※通信費月額2,973円の内1,000円は各議員が政務活動費で負担することとした。

効率的、積極的な政務活動が行われていると思うとの評価である。

執行部でもタブレット端末を導入するとなるとWi-Fi対応台数の問題やセキュリティの問題が発生する。議員は自宅のほかどこでもタブレットを持って行くことができるが、職員はタブレットの持ち出しは出来ない。議会は基本公開であるとの考え方であるし、執行部とのギャップはある。

タブレット端末導入によるメリット

配布資料が会議の前日にはタブレットで見られる。通告、視察報告書作成等についても活用できる。ポケットWi-Fiの活用によりいつでもどこでも情報として受け取れる。ペーパーレス化及び諸連絡のメール送受信対応により時間の短縮もできる。

タブレット端末導入によるデメリット

キーボードもあり重たいので持ち運びが大変である。予算書等のデータを閲覧する場合、該当のページを探すのに時間がかかる。タブレットに連絡のメールが送られても気が付かないということもある。充電用のコンセントが必要になるし、また共有のデータを間違えて削除するとすべて消えてしまう等々。

質疑応答

Q：検討課題として取り上げるきっかけは。例えば、タブレットの導入に関してアンケートを実施したとのことだが、だれが1番先に課題として取り上げたのか。

A：検討課題については、条例制定後に基本条例の条文ごとに課題を抽出している。これまで新たな課題として取り上げた事例としては、検討部会の中で発言・提案があった後、検討部会で課題として取り上げてよいか検討した。課題として議論することとなった後、議論する担当について、各常任委員会、議会運営委員会、広聴広報委員会のいずれにするかを検討部会で方向付けしている。

議員に対しアンケートを行った理由は、ホームページのリニューアルが検討課題とされており、現状のホームページと新たなホームページに望むこと等を調査する必要があるため。あわせて議会情報化の全般についても調査項目として、議会全体のICTの環境はどうなっているのか、タブレットに関してどう皆さんが思っているか等も含めて調査した。

Q：検討課題の優先順位は取り組みの時期で決めたと説明があったが、どうやって決めたのか。

A：検討部会の中で決めた。

Q：何を基準、理由にしたのか。

A：平成26年10月の選挙の年だったため、改選となる期限までやらなければならないことが優先となった。

Q：長期欠席者への対応について、なぜ事例がなくても優先されたのか。

A：今後起こることを想定し、議論の時間がある時に完了させることとした。

Q：総合計画の基本計画についてはどこで関りをもって進めていくのか。

A：予算、決算委員会を常任委員会とし、そこで基本計画を審議することになっている。

Q：検討部会の招集は、誰が行うのか。

A：おおむね毎月1回開催しており、部会長が招集する。(5名構成)

Q：議論するテーマの選択はどうしているのか。

A：検討課題一覧により優先順位にしたがって議論していく。議論の結果は推進会議に報告する。

Q：タブレット導入について、かなり高額な機種を導入しているが選定の理由は。

A：多様な目的で使用できる機種にした。画面も大きくて見やすい。キーボードが付いているので、議員は自宅に持ち帰り、従来のパソコンの代わりに使用している。

Q：タブレット端末、ポケット Wi-Fi について

A：議員活動や政務活動に活用でき、視察にも持って行くことがある。視察報告書の作成等にも活用。

Q：タブレット導入に不安の声はなかったのか。

A：アンケート調査の結果、すぐに導入すべきとする意見 11%、導入すべきは 68%、残り 21% どちらとも言えない。結果おおむね 79% が導入に賛成であった。

スタート時点では携帯ではメールのやり取りができて、それ以外ではメールを送受信したことがない議員もいた。導入前に 2 回程研修を行った。それで足りなかった議員は個別に研修を行なった。

A：どうしてもその場で書き留めたいと思うことがある等、紙ベースの必要性も感じる。

Q：紙ベースはそのままであるのか。タブレットと併用なのか。

A：執行部には紙で配っている。議案に対しては両方である。予算書、決算書はデータのみとするのは難しい。ページを同期させるシステムを導入することによるランニングコストは、業者試算で年間 100 万円かかるとの答え。議会側から執行部へ同時に導入しないかと投げかけているところであるが、返答はない。タブレットを執行部も導入したとしても、執行部は自宅にタブレット持ち帰れない。議員は自宅に持ち帰ることが出来る。また、現在執行部はパソコン 1 人 1 台の体制であるのに、さらに議会用に 1 台必要となっていていいのか、Wi-Fi の対応についても執行部側も導入するとすると 50 台分必要という課題もある。

(4) 広聴広報の取り組みについて

広報の役割

- (1) 議会だよりの発行
- (2) 議会映像の放送とインターネット配信
- (3) ケーブル TV による議会中継
- (4) インターネット配信業務
- (5) ケーブル TV にて「こんにちは！市議会です」の放送
- (6) 議会ホームページの掲載

広報については、現在、様々なメディアを通じて提供しており、平成 23 年 10 月からは、定例会をまとめた「こんにちは！市議会です」を広聴広報委員会で作成し、ケーブル TV での放送とインターネットによる配信を行っ

ている

○ケーブルTVにて「こんにちは！市議会です」の放送について

事務局にて番組原稿の作成、議会活動の映像を撮影し、番組作成をケーブルテレビ会社へ委託し、平成23年9月定例会より放送をスタートした。

○平成25年12月から、「議会改革白書」ホームページにて公開。

○平成27年1月からホームページのリニューアル

リニューアル後のホームページの特徴

・カテゴリー別に分類

① 市議会の活動 ② 議員紹介 ③ 市議会の情報 ④ 広聴広報

⑤ 市議会データベース ⑥ インターネット配信

・カレンダーによるスケジュール掲載

・PR用にトピックスを活用

・議会活動に必要な情報（定例会の議案資料等）の掲載

・各種会議の経過及び資料の掲載

・キッズページを掲載

利用者の視点に立ち、わかりやすく、使いやすい構成及びデザインとする。
議員活動に活用できるよう、議案や関係資料等を掲載し内容の充実に努める。

さらに、操作性の向上を目指すこととした。

○議会報告会 市民と議会が話し合う場づくり

前述のとおりである。

※ 亀山市議会議員改革推進会議において「通年議会」の検討が始まろうとしている。先進地として近隣の四日市市、鈴鹿市へ7月には視察に行く予定とのことである。

考察

名取市議会における議会改革の取り組みは東日本大震災の前年から本格的に始まった。

既に多くの自治体において議会基本条例が制定され、その検証も始まっている時期でもあった。そもそも議会とは何か議員とは何かといった根源的な課題も論じられ、マニフェストを評価する風潮もあった。当議会内でも議会改革そのものについて温度差があったが、一応全議員参加のもと議会改革についての意見を述べあうブレインストーミングなども行い、基本条例策定に着手した。しかし、取り組みの緒について、議会内で議論を深め、さらに練って条例制定に進もうとしていた時期に東日本大震災が起きた。当然しばらくは議会改革どころではないという状態が続いたが、年末には何とか制定に漕ぎ着けた。

今回視察させて頂いた三重県亀山市では議会改革推進会議検討部会を設置している。検討課題の洗い出し、カルテ作成など、時間もかかるが事務作業がかなりのウエイトを占めるのではないかと感じた。それらの作業の大部分が議会事務局の手を煩わせることになることを考えると、検証のやり方も慎重にすべきと思料する。

そもそも議会基本条例を基本に据えて、もしくは念頭に置いて、議会活動を行っているのかと言った点では、現在もかなりの温度差があるのではないか。自らの手で策定したものについての見直しや検証が必要であることは論を俟たないが、何を目的にそれを行うのかという根本的な議会としての意思をまずは分析する必要性をこそ感じる。

【京都市会における市会改革の取り組みについて】

議会運営委員会

大久保 主計

菅原 和子

【視察先】 京都府 京都市

【視察日時】 平成30年6月27日(水) 10:00～12:00

【人口】 1,472,904人

【面積】 827.83 km²

【総記】 京都の地は、延暦13年(794年)10月長岡京からの遷都以来、明治2年に至るまで1075年の長きにわたって日本の都として栄えてきた。首都が東京に移ってからの京都は一時衰えたものの、市民の進取の気性により、伝統を生かしながらの勸業政策や教育の改革など懸命に近代化への努力を行い発展した。

明治22年4月市制が施行されたが、京都市など3市については自治権の制限を規定した市制特例が設けられ、府知事によって職務が執行された。翌年には、第一期琵琶湖疎水の完成、発電所の建設、明治28年には、日本初の路面電車の開通、平安遷都1100年記念事業の一つとして開催された第4回内国勸業博覧会等より、新しい京都の基礎が確立した。

その後、明治31年10月には、市制特例の廃止により自治権が保障され、名実ともに備わった京都市が誕生した。指定都市の中では、浜松市、静岡市、札幌市、広島市に次いで5番目の広さを有している。



京都市会議場（H31度改修予定）

1. 市会改革の取り組みについて

これまで、監視機能の充実や議決権の強化、開かれた市会、見える市会、伝わる市会の推進などの観点から、様々に議論を行い、改革を実施してきた。

特に平成16年に市会運営委員会の下に設置した「第一次市会改革検討小委員会」以降、「市会改革推進委員会」に至るまで、6次にわたり市会改革の検討組織を設置し、議論を実施してきた。

6次にわたる市会改革の取組みを進め、議決権の強化をはじめ、開かれた市会の推進、議員処遇の見直しなどの成果を収めてきた。

2. 市会改革推進委員会について

(1)構成

- ① 定数については、市会改革推進委員会要綱で15人と定め、定数を各会派に所属する議員の数に按分して割り当てた人数に基づき、各会派から選出されたメンバーで構成。
- ② 委員長及び3人の副委員長を置く。

(2)委員会での協議から実施までの流れ

- ① 委員会で協議
- ② 取りまとめ結果を議長に報告
- ③ 議長から市会運営委員会に報告
- ④ 必要に応じて実施方法等を各会派代表者会議で協議・決定
- ⑤ 取り組み実施

(3)会議の公開、非公開

傍聴については、従来から市会モニター視聴室での視聴を行っていたが、平成25年1月から直接傍聴を試行実施したうえ、平安26年5月に「市会改革推進委員会要綱」の改正及び「市会改革推進委員会傍聴要綱」の策定を行い、直接傍聴できることとした。

(4)決定方法

協議・調整の場であり、多数決は行わず、意見が一致したもののみを結論としていた。

(5)市会基本条例制定後の市会改革に関する主な取り組みについて

(平成26年4月～)

ア 議会の災害対応

平成27年3月「京都市会大規模災害対応指針」を策定。

イ 情報発信の強化

- ・本会議及び予算・決算特別委員会総括質疑のインターネット議会中継におけるスマートフォン・タブレット対応
- ・市会ホームページのスマートフォン版の作成
- ・SNSによる情報発信
- ・市会ホームページにおける市民意見受付フォームの設置
- ・議長記者会見の実施(平成28年3月～)

ウ 政務活動費の公開の在り方

平成27年度交付分から領収書のインターネット公開を実施している。

エ 投票率向上に向けた取り組み

高校生をはじめ、若い世代の方々と京都市会が直接意見交換を行う場を設けることは、政治や地方議会に対する理解を深め、ひいては市民の政治参加や投票率の向上に寄与することが期待されることから、京都市会として、このような場を積極的に設けるべきとした。

- ・第11回 京都から発信する政策研究交流大会学生企画の開催
- ・委員会における龍谷大学の学生との意見交換
- ・委員会におけるNPO法人Youth Create 代表原田謙介氏からの意見聴取
- ・委員会における龍谷大学の学生等との意見交換
- ・京都市立高校生と京都市会議員による意見交換会の開催



オ 議会報告会

各会派及び議員個人による議会報告は、現状を踏まえて引き続き行っていくべきとの認識のもと、京都市会として実施する議会報告会については、各会派の意見が分かれ、委員会として一つの結論には至らなかったため、一旦、検討を留保とした。

3. 京都市会基本条例の検証・評価について

京都市会基本条例の施行（平成26年4月1日）から3年が経過したことを踏まえ、市会改革推進委員会を中心に、条例の目的が達成されているかどうかについて、平成28年度末までの取り組み状況を対象に、平成29年4月～8月にかけて検証・評価を行った。

評価にあたっては、市民福祉の向上と京都市の発展に貢献するため、京都市会及び京都市会議員がその役割を果たしているかどうかを検証し、その結果として、取り組みの充実や改善の必要性、また、条文改正の必要性を確認した。

全体としては、概ね順調に取り組んでいるといった評価となったが、取り組みの充実などの観点から、今後に向けて、議員間討議の充実、政策提案機能の強化、若い世代の方々との意見交換の場の設定などがより一層求められるとした。尚、条例改正については、必要がないとした。

4. 質疑応答

《市会改革全般》

Q 投票率向上のための取組として実施されている大学構内での投票所は何箇所か。また、京都市立高校生と京都市会議員との意見交換会での意見・要望はどのようなものがあったか。

A 投票所は龍谷大学1箇所である。高校生とは観光をテーマに意見交換を行ったが、高校生の目線からの斬新な意見が多く寄せられた。

Q 今回の検証・評価の対象期間後に、京都市会が議決すべき事件にネーミングライツを実施する施設について追加すべく市会基本条例を改正したとのことだが、全議員の同意によるものか。

A 議会としての関与、議決権の強化であり、市会改革の一つである。全委員の同意があった。

Q 市会改革推進委員会で議論するも一致した結論が出せなかった例は。

A 議会報告会、意見聴取会については、結論が出なかったため、一旦検討を留保している。

《市会基本条例の評価・検証関係》

Q 評価シートAは検証・評価になじまない、またはできない評価項目について作成とあるが、資料では評価シートAでも評価欄に記載があるものが見受けられる。条文の内容により（条文に明らかにすべきことが記載されているもの以外。つまり結果が出るものか否かで）分類しているのか。分類方法を伺う。

A 具体的な取組実績に基づく評価ができるかどうかで分類している。規定上、総論的な市会の位置付けや役割といった項目については、評価シートAに分類している。

5. 考察

京都市会における議会改革の最も特徴的な事項として、「市会改革推進委員会」を継続的な常設としたこと。且つ、対立ではなく対話の基本姿勢を意識して取り組んだことだと理解している。

議会改革の基本となる基本条例を制定する中で、その目的を達成するための取り組みと評価、そしてそれらの情報の発信と共有化を推進するために継続的に取り組む仕組みを明確にしたことは重要である。いわゆるPDCAの手法を取り入れた第1次から第6次にわたる継続した市会改革の取り組みは素晴らしい。

また、市会改革推進委員会のメンバーは、さまざまな考え方、異なる立場にある各会派から選出、構成されているが、多くの利害関係が予想される状況の中で、対立ではなく、対話の姿勢で改革を進めてきたことも、取り組んできた関係者の意識の高さを感じた。

京都市会から学んだ議会改革の基本事項を3つにまとめてみた。

- (1) 議会改革は、PDCAサイクルによる継続的な取り組みが重要。
- (2) 議会改革の取り組み状況の情報発信と、関係機関との連携を図る。
- (3) 議会改革は、対立ではなく、対話する姿勢で取り組む。

本市議会基本条例は、議会運営委員会に対し、当該条例の評価及び検証を定め、必要に応じ改正等の措置を講ずるものと定めているが、議会運営委員会での取り組みはこれからという段階である。そのため、何から手を付けるのか、どんな見直しが必要なのか、などの認識から、今回の研修視察となったが、上記の取り組みから、解決に向けた具体的な手法が示されたと考える。

特に、議会改革の継続性、その基本となるPDCAによる進行管理と、その手法のマニュアル化などを、どのような体制で取り組むのか。今後の具体的な取り組みが明確になり、一定の方向性が見えたことは大きな成果である。

議会運営委員会視察報告書

視察場所 滋賀県米原市 山東庁舎

視察日時 平成30年6月28日(木) 10:00~11:30

視察項目 議会基本条例の検証および評価について

報告者 長南良彦・吉田 良

1 米原市の概要

米原市は滋賀県東北部地域の中心に位置し、面積は250.39平方キロメートル(うち琵琶湖の面積は27.32平方キロメートル)で、県土全体の6.23%を占めている。日本百名山のひとつである伊吹山と、その南には霊仙山がそびえ、総面積の63%を占める森林にたくわえられた水は、清流姉川や天野川となって流域を流れ、母なる琵琶湖に注ぐという、水と緑に包まれた自然豊かな地域である。

米原市は平成17年2月14日、坂田郡山東町、坂田郡伊吹町、坂田郡米原町の3つの町が合併して誕生した。同年10月1日に米原市と坂田郡近江町が合併し、旧坂田郡がひとつとなって新たな米原市が誕生した。滋賀県唯一の新幹線の駅を有するほか、JR東海・西日本、近江鉄道が乗り入れる。また、名神高速道路、北陸自動車道ICも立地するなど、近畿エリアにおける広域交通の要所である。

市全体の人口は平成30年4月1日現在39,486人で、高齢化率は28.17%となっている。地方から都会への若者の流出と子どもの減少、定住人口の維持が全国的な課題となっているが、誕生から10年となる米原市にとってもこの問題は同様である。そこで市は「米原市シティセールスプラン」を策定し、まちの総合的な魅力を高め、その魅力を戦略的に発信している。

米原市には、伊吹山のお花畑、姉川の清流、三島池のマガモ、天野川のホタル、鮎、醒井のハリヨと梅花藻など美しい自然があり、貴重な動植物の宝庫である。また伊吹山と醒井を舞台にしたヤマトタケル伝説や、古代豪族息長氏の舞台となるほか、中山道と各宿場、平安時代の高僧最澄、室町時代の大名佐々木道誉、戦国時代を代表する豊臣秀吉、石田三成などが活躍するなど、歴史の舞台にもたびたび登場し、数多くの史跡を残している。

2 米原市議会の概要

定数 18人

委員会

- 常任委員会(任期2年)
 - 総務教育常任委員会(定数6)
 - 健康福祉常任委員会(定数6)
 - 産業建設常任委員会(定数6)
 - 予算常任委員会(定数18)
- 議会運営委員会(任期2年・定数7)
- 特別委員会(任期2年)

市統合庁舎建設に関する特別委員会（定数6）
 米原駅周辺都市整備特別委員会（定数6）
 米原市環境事業対策特別委員会（定数6）
 決算特別委員会（定数8）

議員報酬

議長 400,000円
 副議長 330,000円
 議員 300,000円

政務活動費

交付限度額 年間120,000/人

3 議会改革の取り組み

米原市議会議員政治倫理条例

平成25年12月 議長から議会運営委員会に条例案作成の依頼
 平成26年 8月～ パブリックコメントの実施（意見なし）
 平成26年 9月 米原市議会議員政治倫理条例を制定（9月30日施行）

条例の特徴

政治倫理審査会の委員は、議員、学識経験者、選挙権を有するもので構成するとしている。議員だけでなく、学識経験者や市民の視点を審査に取り入れている。

平成28年 2月 米原市議会議員政治倫理条例の一部改正案可決

改正内容

第4条 請負等に関する制限…契約の相手方となることの辞退とその範囲を追加

議会報告会、意見交換会の実施

議会報告会の実施状況

	期日	会場数	意見交換会のテーマ	参加者合計
第1回	平成26年5月9・10日	4	子育て・子育て支援の充実	118人
第2回	平成26年11月14・15日	4	統合庁舎問題	74人
第3回	平成27年5月8・9日	4	道路網の整備	89人
第4回	平成27年11月13・14日	4	議員定数	49人
第5回	平成28年5月14日	2	防災とまちづくり	45人

団体との意見交換会

平成28年 議会報告会とは別に各種団体との意見交換会を実施（女性の会、商工会）
 平成29年 各地域の自治会長との意見交換を市内4カ所で実施（その他：女性の会）
 平成30年 各種団体との意見交換会を積極的に実施
 1月29日 シルバー人材センター、伊吹北部8集落

2月 2日 米原警察署
 6月 29日 社会福祉協議会（予定）

議会報告会実行委員会による検討事項

- ・議会報告会の今後のあり方について
- ・子どもや女性、若者との意見交換会の実施について
- ・意見交換会での意見を議会に反映させるプロセスについて

議員定数の見直し

議員定数の変遷

平成17年11月～ 24人（在任特例期間を除く）
 平成21年11月～ 20人

平成29年改正の経緯

平成28年11月 全協で議員から議員定数の見直しが提案
 平成29年 1月 米原市議会議員の報酬および定数の在り方に関する審議会を設置
 （米原市議会基本条例第26条）
 平成29年 2月 審議会から議長に答申（内容：18人がふさわしい）
 平成29年 3月 第1回定例会において議員発議により提案、可決
 ※次回の一般選挙（平成29年10月22日執行予定）から適用

米原市議会議員の報酬および定数の在り方に関する審議会

区分	所属
識見者	龍谷大学 政策学研究科長 教授（白石克孝氏）
市民	米原市自治会連絡協議会会長 米原市老人クラブ連合会会長 米原市女性の会副会長 米原市PTA連絡協議会評議員 米原市社会福祉協議会会長

予算常任委員会の設置

審査対象

会計分類		審査する委員会	
		設置前	設置後
一般会計	当初予算	予算特別委員会	予算常任委員会
	補正予算	各常任委員会へ分割	
特別会計	当初予算	所管常任委員会	
	補正予算	所管常任委員会	

審査の流れ

予算常任委員会全体会→各分科会で審査→予算常任委員会で分科会長報告と採決

設置に向けての議論

議会運営委員会で設置に向けての議論を行った。

設置済み市議会の事例を参考に、主に委員定数、審査方法について議論した。

その結果、議員全員を定数とし、各常任委員会による分科会方式での審査となった。

その他の取り組み

情報公開の推進

一問一答方式の採用と反問権の規定

正副議長候補者の所信表明を導入

こども議会の開催（平成27年）

4 米原市議会基本条例の検証と評価

条例制定の経緯

平成22年	議会運営委員会で議会基本条例の策定を提案
平成22年10月	議会のあり方等を研究する議会改革研究会を設置（7回開催）
平成23年	第3回定例会で議会改革特別委員会を設置し条例策定に着手
平成23年12月	市議会に関する市民アンケートの実施（3000人、回収率46.2%）
平成24年9月	学識経験者の助言（龍谷大学政策学部長）
平成25年	第2回定例会で「米原市議会基本条例」を制定（11月1日施行）

条例の特徴

第24条（財政上の措置）

議会は、この条例の理念を具現化し、議決機関としての権能を確保するとともに、円滑な議会運営および市民に開かれた議会の実現を図るため、必要な予算の確保について市長に求める。

2 議会は、予算を伴う施策提言および政策立案をしようとするときは、財政上の措置等について、必要に応じ市長等と協議する。

第25条（議員報酬改定の手続）

議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改定に当たっては、多様な活動の視点から市民の意見を聴取するため、第20条に規定する附属機関を設置し、附属機関における議論を十分に参酌するものとする。

第26条（議員定数改正の手続）

議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、多様な活動の視点から市民の意見を聴取するため、第20条に規定する附属機関を設置し、附属機関における議論を十分に参酌するものとする。

条例の検証

平成28年7月 議会運営委員会において検証作業を開始

平成28年8月～ 各委員の視点で検証シートを作成

平成29年3月～ 各委員の検証結果をもとにシートを統合

平成29年4月 学識経験者による議員研修（全議員対象）と、全議員による検証シートに対する意見交換

平成29年5月 学識経験者の助言を受けながら取組項目ごとの評価を実施
 平成29年6月 評価シートの最終確認
 平成29年7月 結果を公開（議会だより、米原市公式ウェブサイト）

検証の特徴

- ・検証だけでなく、今後の対策についても議論
- ・龍谷大学白石教授を検証アドバイザーとして招致し、外部評価を実施
- ・議会運営委員会だけでなく、全議員が研修と意見交換を行うことで、議会基本条例に対する共通理解を図った

検証シート

No①	評価項目	市民への情報公開と情報の共有
	条例	第9条 情報の公開と説明責任、第11条 議会報告会、第21条 議会広報等
	取組目標	・議事機関として、意思決定した内容等を市民に分かりやすく説明する責務を果たす。 ・市民との情報共有を進めるため、情報発信ツールを通じ積極的に情報を発信する。
1. 評価結果		
段階評価	3	・議会広報、公式ウェブサイトにより、情報発信について、一定の目的は達成できた。 伊吹山テレビによる議会生中継 公式ウェブサイトでの録画配信(本会議のみ) 公式ウェブサイト上での議事録の公開 議会だよりを年4回発行し、市民に身近なものになるよう、紙面の改善を行った。 ・団体との意見交換会を実施した。
2. 課題等		
段階評価	イ (改善・充実)	・委員会中継、ネット配信について検討の必要がある。 ・議会だよりは市民にとって読みやすい簡潔な内容にする。 ・議会報告会のあり方を見直す必要がある。 ・議員個人または会派は、それぞれの主張を分かりやすく説明する必要がある。その手法は、議員個人や会派の広報、SNSの活用等にかかっており、それをどう実現するか考えるべきである。
3. 今後の方策案		
議会だよりの改善	文字数を少なくしたり、わかりやすい文章表現に努めるなど改善をおこなう。 掲載項目の見直しとして、討論内容等を掲載する。	

No②	評価項目	多様な市民意見の把握
	条例	第10条 専門的知見等の活用、第11条 議会報告会 第12条 請願および陳情の取扱い、第20条 付属機関の設置
	取組目標	・市民との意見交換の場を設け多様な意見を把握する。 ・審議に当たり、必要に応じて参考人制度、公聴人制度を活用する。
1. 評価結果		
段階評価	3	・審議の過程において、第三者の意見を聴くなど制度を有効に活用できた。 ・新庁舎建設に関する市民意識調査を実施した。 ・議会報告会を年2回開催。参加者の減少や固定化の傾向が顕著であり、多様な意見を把握するには不十分であった。
2. 課題等		
段階評価	イ (改善・充実)	・市民との意見交換の手法にワークショップ形式を取り入れる等、工夫が必要である。 ・SNS等を利用し、日常的に市民や専門家の意見が表明できる場を設ける等日常的な意見交換が必要である。 ・市民や専門家が説明する機会を増やし、その手続き方法を明確にする。
3. 今後の方策案		
議会報告会・意見交換会のやり方を見直し	従来のやり方に加え、意見交換会はワークショップ形式、ワールドカフェ形式、外部のファシリテーターの活用を考える。	

(評価結果)1:未着手、2:一部着手、3:一節目標達成、4:概ね目標達成、5:目標達成
 (課題等)ア:要検討、イ:改善・拡充、ウ:継続(現状維持)、エ:完了・終了、オ:廃止、カ:その他

5 議会改革の推進に向けて

議会改革実施計画の作成

実施計画の構成

長期計画（ロードマップ） 29年11月～33年10月
 前期実施計画 29年11月～31年10月（30年10月に中間進捗確認と修正）
 後期実施計画 31年11月～33年10月（32年10月に中間進捗確認と修正）

長期計画ロードマップ

議会改革実施計画・長期計画ロードマップ

項目	取組目標	今後の方策	4年間のロードマップ			
			前期(H29年11月～H31年10月)		後期(H31年11月～H33年10月)	
			H29年11月～H30年10月 H30.4	H30年11月～H31年10月 H31.4	H31年11月～H32年10月 H32.4	H32年11月～H33年10月 H33.4
市民に開かれた議会	市民への情報公開と情報の共有	議会だよりの刷新 意思決定した内容等を市民に分かりやすく説明するため、議会だよりの刷新や市公式ウェブサイト等の情報発信ツールを適し積極的に情報を発信する。 統合庁舎整備に向け、議場システムと、議会のICT化に向けた検討を行う。	議会だよりの刷新 発行ごとにより見やすい紙面を目指して改正をおこなう			
	多様な市民意見の把握	議会報告会・意見交換会の見直し 子ども議会、若者議会、女性議会の実施について 審議にあたり、必要に応じて参考人制度、公認人制度を活用する。 広聴・広報機能のあり方検討 聴取した市民の意見を議会に反映させるプロセスを構築する。	議会報告会・意見交換会の見直し 委員会検討 実施しながら、随時見直し			
	自由かつ適な討議と、プロセスの明確化	一般質問と代表質問の通告書の見直し 通年議会の導入についての検討	横式検討 平成30年第1回定例会から新横式使用			
	議会の体制強化	常任委員会の定数の検討 決算常任委員会の検討	現状維持、調査研究 検討			
	評価および検証	予算常任委員会の検証 計画的な委員会研修のあり方について検証	現体制で運用しながら、随時課題に対して、検討 現体制で運用しながら、随時課題に対して、検討			

実施計画の運用

長期計画作成

- 前期計画作成（作成・実行・評価）
- 後期計画作成（作成・実行・評価）・長期計画見直し
- 長期計画評価

※長期計画の評価を参考に、平成33年10月に2度目の議会基本条例の検証を行う

実施計画の項目

大項目	小項目	関係条項番号
市民に開かれた議会	市民への情報公開と情報共有	第9、11、21条
	多様な市民意見の把握	第10、11、12、20条
	自由かつ適な討議とプロセスの明確化	第4、5、13、16条
議員の公平性・透明性	ルールの遵守と公平性・透明性の確保	第7、8、17条
議会の体制強化	議員の政策提言能力・政策評価能力の向上	第18、19、22条
	議会活動・議員活動のための基盤整備	第24、25、26条
評価および検証	評価および検証	第28条

今後の検討事項

検討が必要な課題

議会のICT化について、議会広報の刷新について、議会報告会のあり方について、常任委員会の定数について、ひとり会派について、費用弁償と委員長手当について、議会からの政策提案について、政務活動費の見直しについて、米原市議会議員政治倫理条例の見直しについて、議会BPCについて など

今後の展開

PDC Aサイクルによる推進体制

6 質疑応答

問 基本条例第25条に、議員報酬の改定に当たって市民の意見を聴取するため附属機関を設置するとあるが、具体的にどのような機関であるのか。

答 現在までのところ附属機関の設置には至っていない。委員長手当については、新人議員からの意見などもあり、今後の検討事項として取り上げている。

問 事務局との連携は。

答 議会運営委員会でまとめられたことを含め、正副議長から事務局に指示を出している。

問 こども議会の開催日程など具体的な内容は。

答 前は合併10周年として小学6年生を対象に行った。8月末、夏休み明けの午前授業の日を利用し、午後開催した。夏休み中に事前学習会を開催した。こども議会については、教職を経験した2名の新人議員から意見を聞きながら企画された。

問 29年6月、議会基本条例の検証結果について全員協議会で全議員に報告した際、意見は出たのか。出たとすればその意見も検証結果に反映されたのか。

答 29年4月、各検証シートの1「評価結果」と2「課題等」が仕上がった状態で全議員による意見交換が行われた。ここで出た意見を踏まえ、3「今後の方策案」が決められていった。

問 政治倫理審査会の委員は、議員、学識経験者、選挙権を有するもので構成するとしているが、選挙権を有するものの中から委員をどのように選出するのか。

答 28年に審査請求があり、審査会を組織した。その時は有権者3名、議員3名、大学教授及び弁護士という構成であった。有権者は教育委員や人権擁護委員会の委員など、公正公平な立場で審査できる人選に努めた。

問 議会懇談会の参加者から挙げた要望などに対し、どのような手段で回答しているのか。

答 執行部と調整しながら回答している。報告書はダイジェスト版を作成し、議会広報に織り込んで配付している。

7 所感

議会基本条例の条文を内容ごとに整理し、外部の有識者からの意見を踏まえて項目ごとに検証シートを作成する手法は、評価の結果と課題を把握しやすく、今後の方策を見極めるために有効であると感じた。

検証作業には議会運営委員会が中心となって当たっているが、全議員による研修会と意見交

換会も行い、意思疎通や情報共有が進むよう配慮されている。

これらの過程を踏むことにより、たくさんの新たな課題が浮き出てきた。それらに個別に対応するのではなく、議会改革という大きな枠組みの中で対応していける体制が確立されていると見ることができる。

議会改革の長期計画とPDC Aサイクルによる不断の見直しは、議会における改革の推進に大いに寄与しているものと感じられる。本市議会としても、議会基本条例の見直しに向けて参考とすべきであろう。